

仕 様 書

1. 件 名

臨床用 PET/CT 装置の売却及び搬出撤去

2. 目 的

量子科学技術研究開発機構（以下、「Q S T」という。）において、保守提供の終了により使用を終了した臨床用 PET/CT 装置（Biograph mCT 64）を売却し、買受人の責任において搬出、必要な解体撤去及び原状回復を行う。

なお、本件は後継装置の取得に伴う下取りではなく、売却契約として実施するものとし、後継装置の設置に伴う施設整備は本件に含まない。また、既設電源設備の一部は後継装置において流用するため、本件の撤去対象から除外する。

3. 売却物品及び数量

1 式（下記のとおり）

資産番号 H27SN08045-000（旧番号 H25S0509）

資産名称 研究用臨床用 PET/CT 装置

規 格 Siemens 製 Biograph mCT 64（Biograph mCT Flow 64-4R）

売却物品：装置本体（ガントリー、検査台）、装置附属モニター、キャビネット、クッション、ファントム、ソフトウェア類、ケーブルカバー類、取扱説明書、サービスツール、呼吸同期システム（バリアン製・安西メディカル製）、その他附属品一式、屋上設置チラー、mCT に付随する配管（撤去範囲及び切離し位置は、QST 担当者及び建設工務課と作業前に確認した範囲）。

ネットワーク配線、HUB・ルーター、LAN ケーブル等で Q S T が残置を指示するものは、撤去せず現状のまま残置すること。特に、PET 室に敷設されたシーメンス社の光回線及び光回線終端装置（ONU）は、MRI 装置（Prisma）と共用しており撤去対象外とする。買受人は、これらの回線及び関連機器を誤って撤去することのないよう、Q S T の指示により作業前にラベル等で明示し、養生すること。

次の電源設備は後継装置において流用するため、撤去対象外とし、現状のまま残置すること。

- ・ コンソール室内の既設開閉器盤（3φ 3W 420V 225A）
- ・ 上記開閉器盤から本装置に至る経路上の変圧器（3φ 3W 420V→3φ 4W 400V）
- ・ シーメンス社製電源盤及びこれに隣接する降圧盤（盤内変圧器により 400V→3φ 200V に

降圧)並びにこれらの盤間の配線

本装置への電源の切離しは、上記降圧盤の二次側端子部において行い、以降のケーブルは撤去すること。当該回路のブレーカーは開放し、通電禁止の表示を行うこと。

売却物品は現状有姿での引渡しとし、すべての機能及び部品が正常に動作することを保証するものではない。引渡し後の故障、瑕疵等についてQ S Tは一切の責任を負わない。また、売却物品の契約内容への適合性について QST は保証せず、買受人は契約不適合を理由として追完、代金減額、損害賠償又は解除を請求できない。

売却物品の所有権は、売却代金の納付を QST が確認し、QST が売却物品を引き渡した時点で買受人に移転する。

4. 履行期限

令和 8 年 12 月 18 日

搬出日はQ S T 担当者と協議のうえ決定すること。

5. 履行場所

千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

分子イメージング棟 2 階 PET-A 室 (S-206) 及び屋上 (チラー設置場所)

6. 買受人の実施事項

売却物品の搬出、運搬、必要な解体撤去及び撤去に伴う原状回復作業。

(1) 日程調整等

01 契約締結後、速やかにQ S T 担当者と搬出日、作業工程、搬出経路、使用車両及び原状回復の範囲等の調整を行うこと。

02 搬出日の 2 営業日前までに、構内に立入る者の名簿を、Q S T の定める様式にて提出すること。事前に現場確認する場合も同様とする。

03 解体したカバー類等を撮影室外 (廊下等) に一時仮置きする場合は、場所及び方法についてQ S T 担当者と協議すること。

04 作業において必要な資材等は買受人が用意すること。

(2) 貸与品・支給品等

01 貸与品：なし。

02 支給品：なし。

03 無償使用：作業に必要な 100V 電源及び汚染管理区域外の作業員用トイレ。

04 QST 実施事項：汚染検査及びこれに先立つファントムを用いたスキャンテスト撮影並びに患者画像情報の削除。

(3) 汚染検査

- 01 放射性同位元素の使用に伴う汚染検査の完了を、解体撤去の着手条件とする。汚染検査及びこれに先立つファントムを用いたスキャンテスト撮影は、Q S T が実施する。買受人は、Q S T の要請があった場合はこれに立ち会うこと。

(4) 解体撤去

- 01 他の機器・設備の損傷等を避けるため、室内での解体撤去作業は必要最小限に留めること。また、室内での火気の使用は不可とする。
- 02 屋上設置チラーを撤去すること。冷媒配管はフロン類の回収完了後、開閉バルブの手前で切断すること。解体初日に屋上へ立入る必要がある場合は、事前に Q S T 担当者と調整すること。
- 03 mCT に付随する配管の撤去範囲及び切離し位置は、作業着手前に QST 担当者及び建設工務課と現地確認し、その確認を受けた範囲に限り撤去すること。QST の確認を受けていない配管、設備又は建屋部分に手を加えてはならない。
- 04 床のはつり、穿孔、張替えその他建屋に手を加える作業は、事前に Q S T 担当者の確認を受けた範囲において実施すること。
- 05 撤去対象外として明示された回線、機器、配線及び電源設備（開閉器盤、変圧器、電源盤等）には手を加えないこと。光回線終端装置（ONU）の移設が必要となる場合は、事前に Q S T 担当者と協議すること。
- 06 電源の切離しその他の電気工事は有資格者が行うこと。停電作業又は変圧器の取扱いを伴う場合は、事前に Q S T 担当者及び建設工務課と調整のうえ、放電処置等の必要な安全措置を講じること。

(5) 搬出について

- 01 装置本体及びエレベーターに積載できない物品は、2 階ハッチに搬出用ステージを設置し、クレーン等により搬出すること。その他の物品はエレベーターにて搬出すること。
- 02 大型車両（25t ラフタークレーン、7t ユニック車、4t 箱車、7t 平車等）の構内進入、配置及び揚重作業については、事前に Q S T 担当者と協議し、その指示に従うこと。
- 03 必要に応じ養生を行い、建物等を破損した場合には速やかに Q S T 担当者に報告の後、補修すること。
- 04 搬出場所及び搬出経路等の損傷等の事故が生じた場合は、天災地変による場合を除き、すべて買受人の責任において弁償するものとする。

(6) 原状回復

- 01 撤去に伴い生じた開口部、アンカー跡、配線・配管の切離し箇所等について、必要な原状回復を行うこと。ただし、残置する電源設備の盤及びその一次側については、外観の清掃及び切離し部の絶縁措置に留め、盤本体に手を加えないこと。
- 02 PET 室の床面の補修又は張替えを行うこと。対象範囲及び施工方法は、作業着手前に QST 担当者の確認を受けること。
- 03 本件の原状回復には、後継装置の設置を目的とする施設整備は含まない。
- 04 作業終了後は、作業場所及び搬出経路を清掃し、残材、梱包材等を残置しないこと。

(7) 処分について

- 01 売却物品等を廃棄処分する場合は、産業廃棄物として法令等に基づき適切に廃棄処理し、後日廃棄に係るマニフェスト伝票、証明書及び証明写真を提出すること。
- 02 屋上設置チラー等のフロン類使用機器については、フロン排出抑制法その他関係法令に基づき、有資格者によりフロン類を回収し、充填回収・破壊等に係る証明書を提出すること。

(8) その他

- 01 装置に保存された患者の画像情報は、検査終了後・撤去着手前に Q S T において削除する。買受人は、削除の完了前に装置又は記憶媒体を搬出してはならない。
- 02 作業工程は概ね 2 日間を想定するが、作業時間及び作業可能日は Q S T 担当者との協議のうえ決定すること。
- 03 買受人は、売却物品の取得、再使用、再販売、輸出、解体又は処分に関して適用される薬機法、古物営業法、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令を遵守し、必要な許可、届出、製造販売業者への通知その他の手続を、自己の責任及び費用において行うこと。

7. 提出物

引取証明書	1 部
買取明細書	1 部（買取対象物品及び買取額の内訳）
マニフェスト	1 部（廃棄処分する場合）
フロン類の充填回収・破壊等証明書	1 部（チラー等を処分する場合）

8. 検 査

買受人が売却物品を搬出し、原状回復を完了し、Q S T 担当者がこれを確認したことをもって契約の履行完了とする。

9. 秘密保持義務

買受人は、本契約に伴い知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

10. その他

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、Q S T 担当者と協議し、その指示に従うこと。

(要求者)

部課（室）名：脳機能イメージング研究センター

氏 名：樋口 真人

(担当) 互 健二